

第五十八回 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和四十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君
理事 植木 光教君
小林 章君
西田 信一君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 贊雄君
田中 茂穂君
竹中 恒夫君
徳永 正利君
藤田 正明君
木村禧八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野濤 勝君
瓜生 清君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

政府委員

外務省経済局長 鶴見 清彦君
大蔵政務次官 二木 謙吾君
大蔵省関税局長 武藤謙二郎君
大蔵省銀行局長 澄田 智君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵省国際金融局次長 奥村 輝之君
食糧庁業務第二部長 荒勝 巖君
参考人 日本開発銀行総裁 石原 周夫君

本日の會議に付した案件

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、関稅定率法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御發言を願います。

○柴谷要君 関稅定率法の一部改正案につきまして、第一に、最近アメリカが実施しようとする課徴金そのものはガットの規定に違反するものであると私は思うのであります。それにもかかわらず、アメリカが実施の方向に傾いているのは、國際收支の改善、ドル防衛という表向きのおねらいのほかに、二つの背景があるといわれております。その一つは、輸入課徴金創設のきっかけとなった EEC における關稅の強化であります。もう一つは、米國議會を中心とした保護貿易主義の台頭という國內問題がからまって表面に出てきたと思われざるを得ないのであります。もしそうであるならば、特に秋に大統領選挙が控えていることもあり、國內の声を無視するわけにはいきません。そこで、ほほ実施されるのではないかと私もは考へるのであります。これらの問題についての見通しをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは先生のとおっしゃるような状況で出てきているものでございませう。で、秋のガットの閣僚會議では、アメリカの代表は、當時は議會で輸入制限法案が問題になっているという程度の段階でしたので、いまの大統領が在任中は輸入制限法案は法律にしないということをおっしゃりました。これは拒否権を發動すると、こういふことだったと思ひます。ところが、喜れになりました。それから、いま先生がおっしゃられましたように、アメリカは、アメリカの國際收支が悪いのは、一つはヨーロッパの黒字が黒字をため込むから悪いんだ。そこで、その問題をしきりに追及しておりましたのと、さらに、特にドイツが關稅調整で、ことしの一月一日から率を上げてしまふ。そうすると、黒字の國がさういふもの率を上げると、さらに黒字を吐き出すといふのと逆の方向へ動くといふので好ましくないといふこと、非常によろしくないといふこと、ドイツに対してやめるように言っておりましたが、ドイツはどうしてもやめない。そこで、これは私の想像ですが、年末になりました大議論の末、ドイツがさういふことをやめないならばこちらもやたらどうか、アメリカの國際收支は非常に悪いといふことで、三十億ドルの國際收支改善といふ一月一日の大統領教書を出しまして、その中で、貿易面でも五億ドル改善したい、さういふことになつたわけであ

ります。で、その後の動きは、お話のように、いままだガットのチャンピオンといわれまして、世界の貿易の自由化といふことを推進してきてきたアメリカがさういふ方式をとる、内容はきまつておりませんが、先生いまおっしゃいましたように、課徴金といふような方法をとるといふことになりましてガットに違反します。そこで、それは非常に將來の國際貿易の健全な發展に好ましくないといふことで、各國とも、何とかそれをやめさせるようにといふことをいろいろと努力してきておりましたが、その中の一つとして、今度ケネディラウンドの繰り上げ、各國が繰り上げるなら、それでアメリカの國際收支に寄与するから、このケネディラウンドの繰り上げという方法は前向きな方法ですので、これで課徴金を思いとどまるようにといふことをいまやっている最中でございます。まず初めにドイツが熱心に主張して、EEC の中で、フランス以外の各國はこれに同調する。その次にイギリスが、また下院で演説をしまして、これを繰り上げの方向でやる。それから日本も、EFTA の各國もその方向へ踏み出します。問題は、いまフランスがどうするか、いまの見通しとしましてはフランスの態度がかぎになつてゐる。で、フランスさえ賛成してくれば非常にものごとは明るい方向へ動くのではないかと、さういふふうに思われます。

なお、もうひとつ先生がおっしゃられました点ですが、國內の輸入制限の關係、この關係はなかなか根強いものがあると思ひます。いまのところさういふことで、右に動くか左へ動くか、非常に大事な段階に立ち至つてゐる、さういふ状況でございます。

○柴谷要君 カナダやイギリスが、かつて輸入課徴金を採用したときには、アメリカはガット違反

だと言つて非難したほどで、そういう事例がある
と思う。そのアメリカが輸入課徴金を実施する場
合には、国際収支の赤字国が緊急対策として輸入
を制限できる措置をきめていたが、ガット十二条の規
約を採用するといわれているが、国際収支を理由
とする輸入制限のできないガット十一條が再び十
二條を採用できるかどうか、これには疑義がある
と思う。ましてアメリカが発展途上国への輸入賦
課税を免除するようなことがあれば、ガット第一
條の最惠国待遇の原則に反することになると思
うが、政府の見解はどうか、これを伺いたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) 課徴金がガットに違
反するという点、これは先生のおっしゃるとおり
でございます。それから、後進国に対して適用し
ないで、先進国にだけ適用する。そうしますと、
たとえばガットの形の上ですと、国境税調整とい
うものはガットに違反しないということになるの
ですが、その場合でも後進国に対しては適用しな
い、差別適用ということになりますと、これも
ガットに違反する。そこで、アメリカはその場合
にウェーバーをとるよりしよがないだろう。
で、私も、目下のところ、そういうことをや
めるようにということをおっしゃっているわけで
ございますが、さらに万が一ガットの場でアメリ
カが、こりうものを反対にもかかわらず実施す
るといふことでガットの場に取り上げられるよう
になりましたら、日本としてはその場でさらに反対
をする。こういうことになると思ひます。

○柴谷要君 これまでガット体制のもとで世界貿
易の拡大を推進してきたアメリカが、ドル防衛と
いうこの一点でガットの存在を無視するような対
策をとることは許せない行為だと思ふ。これに対
して一体どう考えておられるのか、この点もひと
つ説明を加えてもらいたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは全く同意見で
ございまして、特に先ほど先生おっしゃられま
した、カナダやイギリスがいろいろなことをや
るといふその際に、アメリカは強くさういふ措置
をとらないように反対をしておたわけござい

ますが、ガットの大黒柱のような国がさういふこ
とをやるといふことは、特にガットの将来とい
うのに対して非常に暗い影を投げるものと思ひま
す。さらにアメリカがさういふことをすると
と、ほかの国に連鎖反応が起こる、こりう心配
がございまして、さういふ意味で、日本としてはど
うしてもこりういふことはやめてもらいたいとい
うことを強く言つておられるわけでございます。こ
れはまた日本ばかりではなくて、他の先進国も非常
に憂慮して、したがうしまして、ケネディラウンド
をアメリカには繰り上げを要求しないで、外国は
繰り上げをする、こりういふことをしても、何とか
世界の貿易が自由化のほうへ進んでいるのを逆転
させるようなことが起こらないようにしたいとい
うことで、いま全力を尽くして、さういふ状
況であります。

○柴谷要君 関税一括引き下げの繰り上げ実施と
いうことによつて米国の輸入課徴金等の貿易制限
処置を断念させることができるかどうか。それか
ら、現在、輸入付加税措置のため民間使節団がア
メリカに行つておられる。この関税一括引き下げの繰
り上げ実施が交渉の材料になつておられるのか。繰り
上げ実施品目の中に産業界に及ぼす影響が非常に
大きなものがあると思はれるのですが、これらの
点をどう考えておられるのか、お伺いしたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) まず、第一の御質問
は、繰り上げ実施でアメリカの課徴金またはそれ
に類似する措置をとめられるかどうかということ
でございますが、これは現在ではフランスも含め
た先進国のはほとんどが繰り上げ実施をするとい
うことで、その条件として、アメリカが輸入制限的
なこりういふ課徴金のような措置をとらないとい
うことを言つておられますので、実際の見通しとし
ては、各国の歩調がそろつた場合には、それでもな
るか、アメリカが課徴金をやるといふことはほと
んど考えられないと思ひます。

それから、第二点の、佐藤使節団がこれを条件
にして交渉をしているのかという御質問ござい
ますが、御承知のように、佐藤使節団は民間の使

節団でございます。さらにもう一つは、アメリ
カの態度は、公式にはまだ政府としてはやるやら
ぬもきまつていない。したがうて、中身もきまつて
いないといふことでございますので、交渉とい
うことにはなりませんけれども、しかし、日本もこ
りういふことで努力をするのだから、ぜひ思いど
まつてもらいたい、こりうことは話しておりま
す。

なお、アメリカの内部の動きは非常に複雑でござ
いまして、アメリカの中にも、日本がさうい
うことをやるといふのを大いにヨーロッパのほうへ
宣伝をせよとらうて、ヨーロッパのほうもそれに
同調するようにやつてもらいたい。アメリカの財
界としてもヨーロッパの財界に繰り上げを頼んで
いるのだといふような状況でございます。

それから、繰り上げでもさういふ影響が起
こるかといふことでございますが、実は、この繰
り上げの問題につきましては、イギリスは一応の
案を発表しまして、それでEFTAの国はそれに
追従するといふことでございます。それから、E
ECのほうは繰り上げをやるかやらぬかといふこ
とがまだはつきりしておりませんので、さうい
う案になるか、最後のところ、一体いつの分をどの
くらい繰り上げるのかといふことは、おそろくも
繰り上げにまともなるとすれば、これから各国が
集まつて相談をするということになると思ひま
す。で、そのときに繰り上げのしかたでございま
す。が、いまのケネディラウンドでも、各国の国内
法の関係でも、たとえばアメリカはことしの
一月一日に第一回目を実施しましたが、日本、そ
れからヨーロッパ、これは七月一日に第一回と第
二回とをあわせて実施する、こりういふふうに違
いますので、全体としては繰り上げを実施する国
の間でバランスをとるといふことは考えられますけ
れども、それがこまかいところまで一致するとい
うことは必ずしも必要のないじやないか。それか
ら、また、それもなかなかむずかしいことござ
いまして、しかし、ある年度で繰り上げがおくれ
た分は、また次の年度で少しはかよりも早くすると

いふことで、繰り上げ全体としてはバランスをとる
といふようなことにたふんなるだろうと思つてお
ります。さういふ状況でございます。一体どの産業に
どういふふうな影響があるかといふことはなかなか
むずかしいのでございまして、いまケネディラ
ウンドの関係の繰り上げで影響が大きいだろうと
さういわれております業種といふのは、たと
えばまず一番心配になるのは中小企業関係でござ
いまして、これは繊維とか雑貨、さういふものが
影響をするのじやなからうか。それから、そのほ
か先進国と競合するものについても若干の影響は
出るだろう、さういふふうに見ておられます。

○柴谷要君 関税暫定措置法で認めておられる重要機
械類の免税制度等は毎年一年間の暫定措置として
延長されているのですが、すでにその目的をもう
達しているものと私どもも思つておられるわけ
です。い
つまでも適用期限を延長していくのでは暫定措置
の目的は失つておられる、こりう考えられる。そこで
永久的な措置として考へて差しつかえないのか、
これらの問題についてひとつお答えをいただき
たいと思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) 永久的な措置とこの
制度を考へておられるわけはございませぬ。しか
し、御承知のように、ケネディラウンドの問題も
ございまして、それから、国連の貿易開発会議で
いろいろと議論されている後進国に対する特恵の
問題もございまして、日本の産業を近代化する
という必要は次々と起つてきますので、やはりも
う一年延長させていただきます。法律は延長させ
ていただきますけれども、内容につきましては、
次々と必要がなくなったものは落とす。しかし、
新しく必要ができたものは入れると、こりうい
ふことでやっております。で、実際の品目につ
いて申しますと、初めて外国で新しい非常に能率のいい
機械ができたといふときにはこの制度に乗りま
すけれども、しばらくしますとさういふ機械が日本
でできるようなことになる。さうしますと国産保
護でそれは落とすといふことで、中身は次々と入
れかわつておられます。

○集谷要君 今回の改正品目は、簡易税率を除いて百五十六品目となっているが、そのうち、いわゆるアドバンスカット品目といわれているものが二十六品目入っている。わが国がこれに踏み切ったのは低開港国対策のためと思われるが、他の主要諸国ではいかなる対策を立てているのか、まずお聞きしたいことと、それから、国内産業にどのような影響が及ぼされるのか、これらの点についてひとつお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは先生御承知のように、ちよと開港の貿易開港会議が始まる、そこで低開港国、開港途上国のほうが相当いろいろな要求をしてくるだろう。そこで、ケネディラウンドでいざれは実施することになっている品目を一挙に引き下げを実施して後進国のためにサービスしよう、こういうことでございますが、ほかの国がどういふふうによつておられるかと、ここでございます。国で申しますと、アドバンスカット、あるいはアドバンスインプリメンテーションを実施する国は、アメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スイス、E E C、日本のほか、これらの国が約束をしているわけでございます。そこで、そういうことをして国内産業に対して困ったことが起きないかという問題でございますが、これは実はあまり声を大きくして申し上げにくいのでございますが、多分に開発途上国に対するゼスチュアという意味がございまして、国内には犠牲を払って非常に苦しいところをやるという品目は選びませんで、国内に対して心配のあるような影響はないだろうと、そういう品目だけを選んで品目をきめます。

○集谷要君 まあ国内産業に影響のないような品目を選んでやったということは用意周到でけっこうだったと思います。そこで、次の質問を申し上げますが、ケネディラウンドが実施されることによつて協定税率が適用されない国が出てくるわけですね。具体的には中共との貿易についてはこの税率が適用されない。したがって、今後

これらの国との貿易が阻害されるような結果にならないよう、貿易の振興のためどのような措置を一体考えているのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) ケネディラウンドの状況、これはガットの状況が全部そうでございますが、ガットの考え方というのは、世界じゅうの貿易を自由化し、関税を下げていく。そのためには一國だけが下げておられるというのではいろいろとむずかしがる。それは国際収支の面から考えましても、あるいは国内産業に対する負担を考慮しても、問題があるわけでございます。そこで、お互いに交渉してお互いに下げる。そして、その結果をメンバーの各々にみな適用すると、こういうことで関税を下げようというものがガットの関税引き下げの考え方でございます。そこで、ガットの加盟国にはそういうことで一々交渉いたしまして、これはケネディラウンドでは一番大きな関税交渉でしたので、非常に長いことかかって各国と交渉したのですが、そういうことでまとまった結果が、まず加盟国の間に適用される。その次はソ連のように、日本とソ連のように二國間の条約でもって最惠国を約束しているというグループがございまして、そうしますと、これは一番低い税率を適用するということですから、その条約に従つて、ケネディラウンドその他のガットの状況がソ連に対しても適用される、そういうことになります。ところが、ガットの加盟国と申しますが、正確に言いますと、その中に三十五條を援用している、こういう国がございまして、三十五條を援用している国は、日本に対して援用している場合には、日本とその国との間はガットに入っていないも同然なことになります。で、そういう国の中で、日本に対して実際は差別待遇をしていない、こういう国がございまして、その場合に日本も、これはガットの規定は二國間には適用なりませんから、条約上譲許税率が適用になるわけではございせんけれども、しかし、向こうも差別待遇をしないということで、

こちらでも差別待遇をしない、こういう便益関税という制度でそういうことをいたしております。それでなくて、向こうが差別待遇をしている国と、あるいは中共のように国交がない、したがって、正確にはどういふ税率を適用しているかわからん、こういう国に對しては譲許税率は適用になりませんで、国定税率を適用する、こういうことになっております。その場合、先生がおっしゃいましたように、国定税率と譲許税率が差のあるものについては、国定税率の適用を受ける国について高い関税率が適用される、こういうことになります。そのためにそういう国との貿易が阻害されては困るという問題が、先生御指摘のように、起こつてまいります。その対策をいたしまして私どもの考えておりますのは、今度御審議願つておる法律の中に、大豆とか鉄鉄とか、その他の品目の国定税率をケネディラウンドの譲許税率が下がるのに合わせて下げようというのを御審議をお願いしてあるわけでございます。これを通していただきますと、その点については、法律上、形だけ申しますと、譲許税率は適用にならないのであります。しかし、実質的には適用される国定税率が譲許税率と同じであるから、効果としては譲許税率が適用になったと同じことになる、こういうことになります。

そこで、中共との貿易でございますが、金額で申しますと、今度御審議をお願いしております法案を除きますと、約六〇%が差がない。ところが、さらに今度お願いしております十九品目の国定税率の引き下げというところで、これが金額のウェイトで約二〇%になります。そこで、約八〇%については差がない、こういうことになります。なお、残り二〇%についてはどうするかという問題でございますが、その点につきましても、二つの点から考える必要があるだろうと思ひます。一つは、御承知のように、後進国が相当日本に對して差別待遇をしている国がございまして、そういう国に對してこれは外交交渉をしておりますときに、ともかくお互いに世界貿易を発展させるという観

点からガットが考えているように、無差別最惠国でないが、差別している間は、日本のほうも差別待遇をせざるを得ないが、これをお互いに最惠国の待遇を供与し合うというようにしようじゃないかということ、後進国の差別撤廃の武器にこの譲許税率というものを使つておられます。そこで、そういう武器という点から考えますと、極端に申しますと、たとえば国定税率を全部譲許税率と同じにまで下げてしまふ、日本の関税率が一本の体系、こういうことにはいたしてしまふと、相手のほうは、いや、別に日本は形の上では譲許税率を適用するとか国定税率だとかいふけれども、中身は同じなんだから、日本から何ももらうものはないのだ、そういうふうなものももたらうために、自分のほうは差別を撤廃するというのではつまらぬ。それよりも、とにかくこれは非常に後進国は日本が輸出超過になつていて、非常に困つておられるのですが、後進国で日本が輸出超過になつておられる国は、たいてい二國間の收支均衡だ、もつと日本が輸入してくれ、これに對しては日本のほうは、それはおまえの国の産品が高いから輸入できないのだということを主張しているわけでございますが、そういうので、非常に後進国との差別撤廃の交渉は、いまでも非常に苦勞しております。そういう観点でひとつものを見る必要がある。

それから、個々の品目につきまして、これは品目別に異なりますが、国内産業への影響ということを考えていく必要がございまして、そこで、中共との貿易に戻りますと、いま残つております品目の中で一番比重の多いのは生糸でございます。その次が絹織物でございます。それで、まず生糸のほうは解決しませんと、絹織物のほうは解決いたしませんので、まず、生糸でございますが、この二品目だけで今度ケネディラウンドの關係で差がつく。一四%の中の半分近くになりますその生糸につきましても、これは政府の中で四十三年度中こういう点を検討をして、国定税率をケネディラウンドで引き下げられる率に合わせられるかどうか

かという結論を出そうということになっております。その検討を要するという点は、これは主として農林省の關係でございますが、農林省としては中共の生糸がどのくらい入ってくるか、値段はどのくらいになるか、いまでも相当輸入があるわけでございますが、その見通しをつけ、それから国内の養蚕業にそれがどう影響を及ぼすか、そのところを四十三年度中に検討をして、この検討については前向きで固定税率を譲許税率まで下げる、そういうねらいでこの検討をしよう、そういうことになっております。その他の品目につきましても、特に主として中共が関心を持っていて、そういう品目につきましては、同じような検討をいたしたいと思っております。いまそういう考えであります。

○農谷要君 たいへんどうも克明な御答弁をありがとうございました。そこで、私しろうとなものから、私自身がしろうとでわかるようにお尋ねするわけですが、その中共との貿易で差がないものが六〇％、それから、今回の固定税率の引き下げに伴って十九品目が行なわれるので、これが二〇％、いわゆるガット加盟の国と差のないものが大体八〇％、中共と貿易の場合にこれが八〇％と言えらる。そのほかに、主として生糸、絹織物等の問題について関心が高い問題であるから、これに見合ふようにこれから検討をしていこう。また、そのほかにも、中共が重視しているような品物については個々の問題について検討を加えていこう、こういう御答弁だと了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(武藤謙二郎君) お話のとおりでございます。○農谷要君 それでは、最後の御質問でございますが、関税率の改正の中で、特に問題があると思われるのがトウモロコシではないか。今度二次税率を四〇％、相当に引き上げられているが、これは国内イモでん粉業者の保護のためのものか、また、従価四〇％という数字の根拠をひとつお聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(武藤謙二郎君) 食糧庁の荒勝業務第二部長が見えておりますので、食糧庁の第二部長から詳しく御説明をお聞き願いたいと思っております。○説明員(荒勝慶吉君) お答えいたします。

私たちが、毎年でん粉につきまして農安法というものがございまして、国内産のイモ並びにでん粉につきまして年々政府で値段をきめまして、その年の基準をきめていくわけでございます。それに対して、最近国内のイモでん粉がだんだん減少してまいりました関係で、輸入にたよらざるを得なくなつてきました。その結果、最初はタイ国あたりのタピオカでん粉等でございますが、最近、最近技術の発達によりまして、トウモロコシからでん粉をつくるいわゆるコーンスターチというものが年々ふえてまいりまして、こし、いわゆる四十二イモ年度で約四十万トン前後のコーンスターチを生産するようになった次第であります。その結果、いわゆる外国産のトウモロコシによりましてでん粉が非常に市場に流通するようになり、また、国内産のイモでん粉と、外国産のいわゆる日本で加工されたコーンスターチが競合する、そういう値段の面で非常に競合が強くなつてきた。ところが、国内産のイモでん粉のほうにつきましては、先ほど申し上げました農安法に基づきまして、多少でも年々政府の基準価格を引き上げざるを得ない。ところが、外国産トウモロコシのほうは、逆に特にアメリカとか中南米のトウモロコシが非常に大量に生産されました結果、年々値下がりしてまいりまして、つい二、三年前まではトントン大抵平均いたしましたと六十七ドルから七十ドル前後で、外国産トウモロコシによるコーンスターチが国内産イモでん粉よりもある程度高い値段だったということで、その国内市場に対して強い圧力にはならなかつたわけでございます。ところが、昨年の秋ごろから急速にその外国産トウモロコシの値段が下がつてまいりまして、大体昨年の秋からこの三月ごろまでの平均の輸入トウモロコシの値段が、大体CIFで六十ドル前後に

現在なつていられるわけでございます。そういういたしました、この六十ドル前後のトウモロコシをそのまま従来のように一〇％前後、あるいは二五％という関税をかけたとしても国内産のイモでん粉と非常に競合いたしました。その結果、食糧管理特別会計で相当量の国内産イモでん粉を買い上げてもなお追いつかないというふうな結果になりました。今一回いわれる二次関税率をキロ当たり八円六十銭の関税をお願いするようになった。その具体的には値段を申し上げますと、トウモロコシの輸入価格を、先ほど御説明申し上げましたように、CIF価格六十ドルということ、それを円に直しますと、約二万二千六百円ぐらいかかると、それから、コーンスターチをつくりまして、加工歩どまり約六六％という前提で計算いたしますと、コーンスターチのいわゆる原価というものがトントン約四万二千七百六十円と、こういうふうになりまして、そういうことから計算いたしますと、国内産のイモでん粉と抱き合わせをして国内に流していく。そういうふうには国内産の馬でん、甘でんは非常に高い値段でございますので、たとえば甘でんだとトントン当たり五万九千六百七十円というふうな値段でございますので、それらを平均いたしますと約五万五千四百円という値段になります。その五万五千四百円からコンスの販売原価として四万二千七百六十円を引きますと、歩どまり六六％をかけますと、キロ当たり八円六十銭というふうな値段になるような次第でございます。そういうことから計算をいたしました次第でございます。

○農谷要君 現行までは第一次税率一〇％、二次税率二五％としてやっておたわけですね。ところが、今度の改正によりまして、第一次はゼロ、第二次が四〇％、こういう改正なんです。これをゼロにして二次を高めたとの根拠ですね、これをひとつ局長のほうから。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは非常にわかりにくい改正をお願いしてまことに恐縮なんです。先ほど先生が御質問になられました

たように、一体何のねらいをもつてこういうことをしたのかということでございますが、一つは、こういう農産物につきましては後進国が相当関心を持つております。ちよとこれが発表になります時期は国連の貿易開発会議が開かれるという時期でございます。そして関税率審議会でもそういう議論は非常に多かつたのでございませうが、この際、農産物の関税を上げるということは非常に日本の関税政策の姿勢を疑われて困るんじゃないかと、そういう心配をいたしました。そこで、なるべく関税を日本は上げたという非常に単純な形にしたくないという考慮もございました。そうしますと、その点から申しまして、二次税率は上がりますが、二次税率で輸入されるというのにはほとんどないわけでございますから、実際に一次税率で入る。この一次税率で入るというのは、政府から割り当ての証明書をもつた人がその数量だけこの一次税率、安い税率で輸入できるわけでございます。輸入の大部分はそれで入ってくるので、それらのほりをゼロにしたのだということは説明にも都合がいいという問題も一つございませう。

それから、もう一つ、先ほど荒勝部長が申し上げましたように、輸入のトウモロコシからつくつたコーンスターチは安いので、その安いものと国内のイモからできたでん粉とを抱き合わせをする。抱き合わせをする場合に、輸入原料からできたほうが安いほど抱き合わせの比率がうまくいくと、こういうこともございまして、そこで、たいへんわかりにくいのでございませうが、一次税率は無税で、二次税率は引き上げると、それで結局二次税率で入るものはないので、一次税率で入つてきたもののコストがいままでよりも安くなる、その安い差益をコーンスターチの業者にはポケットに入れさせませんで、国内のでん粉の安いものを引き取る、その抱き合わせの材料にする、そういうことに使つております。そこで、たいへん複雑な改正をお願いしております。そういうことでございます。

○農谷要君 それで内容がわかつてきたのですが、私は、国内産のイモでん粉業者を守るとい

たように、

たように、

たように、

たように、

たように、

わゆることし四月からはそういう制度を改めまして、だんだんコンスタートメーカーもふえてまいりましたし、なかなかある一定の尺度で割り当てることがむずかしいというふうに判断いたしました。考え方を多少改めまして、先ほど多少御説明いたしましたように、いわゆる国内の糖化メーカーが国内産のイモでん粉を引き取った数量に比例いたしまして、安いゼロ％でできましたコンスタートメーカーに割り当てられる。その割り当てられた切符を企業努力によって集めてきたコンスタートメーカーに対して、政府はその数字をそのままどんびしゃ割り当てるといふことで、政府自身において、ものさしを勘案してコンスタートメーカーに安いトウモロコシを割り当てるようなことはしない方針で現在進んでおります。

以上でございます。

○柴谷要君 まあ私が申し上げたことに注意してくればけっこうなことでありまして、このよい制度が完全に運営されてこそ、初めて国内産業によい影響を与えようと思っております。大蔵省並びに農林省の十分な御努力をお願いして、最後の一段で終わりたいと思っておりますが、衆議院のほうでは、この関税定率法の一部改正をめぐって附帯決議がついた。附帯決議の内容というものは十分私ども検討して、本委員会も超党派で賛意を表して後ほど上程をしたいと思っておりますが、これに対して、大蔵大臣が出席しておられますから、局長にお尋ねしておきたいと思っております。この附帯決議に対してどのような意思表明をなされたか、それを聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(武藤謙二郎君) 御趣旨に沿って善処いたしますという趣旨の返事を衆議院でいたしておりますので、今度も同じ答弁をすることになるだろうと思っております。

○柴谷要君 大臣が、御趣旨に沿って善処いたしますという趣旨の返事を衆議院でいたしておりますので、今度も同じ答弁をすることになるだろうと思っております。

で、ぜひ大臣もその線に沿って、ひとつ中共との貿易の問題については、なお一そう努力していただくように要望しておきたいと思っておりますが、大臣にその旨をお伝え願って、ぜひ実を結んでいただきますようにお願いをして、私の質問を終わります。

○須藤五郎君 課徴金の問題や何かにつきまして、先ほどから柴谷委員が質問いたしましたから、重複を避けまして、私は多少時間があるようですから、この法案の条項について少し質問をしたいと思っております。

第九條に、不当廉売関税に關して「当該貨物の正当価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を課することが出来る。」という条項がありますが、従来こういう第九條の条項に該当するような事例はあったのか、具体的にちよつと説明してもらいたいと思っております。

○政府委員(武藤謙二郎君) この不当廉売関税の改正の趣旨でございますが、これは日本の輸入の問題というよりも、元來は輸出の面で、特にアメリカでダンピングだということが高い関税をかけるられるということがたびたびございました。そこで、ケネディラウンドの際に、そういうことは困るといふことで、アンタイド・ダンピング・コードというふうなものができました。これでもってダンピング防止の関税を乱用されないようにということ、手を縛ろうということこのコードができたわけでございます。

そこで、日本のほうではいままですこれを適用した例はございませんけれども、このコードができて、そしてアメリカのほうの手を縛られるということは日本のために非常に利益になることでございますので、日本でもそれに合わせて、これは外務委員会のほうにコードはかかっておりますが、それに伴った手続等の規定をしておこう。で、日本のほうは実際これを適用するということは今後ほとんどないと思っておりますけれども、アメリカに要求して、そしてアメリカのほうの手を縛って、

こちらをもう形だけ整えておこう、こういう趣旨でございます。

○須藤五郎君 この第九條に「当該産業を保護するため」とあるのですが、この当該産業の中には当然農業も入るのですか、どうなんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは一次産業まで入ります。

○須藤五郎君 全部入るのですか。

それと、これで課税をして、廉売によって損失を受けた人たちを守るというのですが、この損失を受けた人は日本の国庫の収入になってしまふ。そこで、ダンピングしなかったと同じになりまして、その上に普通の関税をかけるのですから、国内には損害は出ない、これをかけますと、そういうことになりません。

○須藤五郎君 不当廉売によって損害を受けるのは日本国内の業者でしよう。そうすると、政府は関税から取るから、国庫のほうは損はないけれども、外国の不当廉売によって損失を受けたいわゆる当事者である日本国内の業者、その人はやはり不当廉売で損をしつぱなしで、何ら補償を受けないということになるのですか。そここのところはどうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは実際はないと思っております。もしそうなりそうなきにはこちらで用心しております。日本へ安いものが入ってくる前に、損害を与えるおそれがあるときも発動できますから、そこでもって防ぎとめたい、こう思っております。

○須藤五郎君 ぼくはそここの点がどうも何だかはつきりしないと思っております。アメリカが農産物を不当廉売で日本へダンピングでほとんど持ち込む、そのために日本の農民は大きな損害を受ける、政府はその場合に関税で差額を取ることによってそれを国庫へ入れてしまふ。政府はそれでいいからわからねが、しかし、実際に実害を受けた農民はそういうことでは救えないわけなんですか。その農民の補償は一体だれがするのか。その関税を取ったやつを農民に分配するというのがわからねが、それは国庫が取ってしまふ。何ら補償されないといいことになるんじゃないですか。その関係はどうなんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) たとえば百円が入るべきものが向こうのダンピングで八十円が入ってきた。普通は百円に関税がかかるものを、今度はその差額のダンピングの分の二十円だけは取ってしまふ。国内には損害は起こらない、農民のほうにも損害は起こらない、こういうことにしようということでございます。

○須藤五郎君 百円が入ってこれれば国内の農産物と価格がバランスがとれるのです。ところが、百円で当然入ってくる分が八十円に入ってくる、日本の農民の生産物との間のバランスがくずれて、日本の農産物を八十円に値を下げて売らざるを得ないような状態が起きてくるわけですか。その場合、そうすると、百円で売れるものを八十円で売るといふことになる。農民は大きな損害を受ける。その損害は一体どこで補償してやるのかというのを言っているのです。

○政府委員(武藤謙二郎君) ですから、せっかくアメリカの業者が八十円で売ってきまして、差額の二十円をダンピング関税で取ってしまふ。それから、百円で売ったと同じことになるのです。その上にまた関税をかけるわけですから、したがって、ダンピング関税を取ってしまふは国内の農産物には影響は及ばない、こういうことにしようというのであります。

○須藤五郎君 それはぼくの質問に当たっていないのです。あなたのお答えは、要するに、当然百

物を不当廉売で日本へダンピングでほとんど持ち込む、そのために日本の農民は大きな損害を受ける、政府はその場合に関税で差額を取ることによってそれを国庫へ入れてしまふ。政府はそれでいいからわからねが、しかし、実際に実害を受けた農民はそういうことでは救えないわけなんですか。その農民の補償は一体だれがするのか。その関税を取ったやつを農民に分配するというのがわからねが、それは国庫が取ってしまふ。何ら補償されないといいことになるんじゃないですか。その関係はどうなんですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) たとえば百円が入るべきものが向こうのダンピングで八十円が入ってきた。普通は百円に関税がかかるものを、今度はその差額のダンピングの分の二十円だけは取ってしまふ。国内には損害は起こらない、農民のほうにも損害は起こらない、こういうことにしようということでございます。

○須藤五郎君 百円が入ってこれれば国内の農産物と価格がバランスがとれるのです。ところが、百円で当然入ってくる分が八十円に入ってくる、日本の農民の生産物との間のバランスがくずれて、日本の農産物を八十円に値を下げて売らざるを得ないような状態が起きてくるわけですか。その場合、そうすると、百円で売れるものを八十円で売るといふことになる。農民は大きな損害を受ける。その損害は一体どこで補償してやるのかというのを言っているのです。

○政府委員(武藤謙二郎君) ですから、せっかくアメリカの業者が八十円で売ってきまして、差額の二十円をダンピング関税で取ってしまふ。それから、百円で売ったと同じことになるのです。その上にまた関税をかけるわけですから、したがって、ダンピング関税を取ってしまふは国内の農産物には影響は及ばない、こういうことにしようというのであります。

○須藤五郎君 それはぼくの質問に当たっていないのです。あなたのお答えは、要するに、当然百

○須藤五郎君 それはぼくの質問に当たっていないのです。あなたのお答えは、要するに、当然百

円に入ってくるべき農産物がアメリカのダンピングによって日本に八十円が入ってきたとすると、アメリカのダンピングによって被害を受けたものは日本の税関ではないのです。実際は日本の農民なんです。その農民の被害をどう補償するのか。政府はその関税の差額を取ることによって、政府の損失はそれで済むかもわからないけれども、日本の農民の受けた被害というものは救われないと私は思うのです。

○政府委員(武藤謙二郎君) その百円のもの百円です。それが全然被害はないわけですね。それが八十円であるから二十円のところの問題になるわけですね。その二十円のところは、入るときにダンピング関税で取ってしまえば、したがって、八十円が国内に入ってきて、それに関税をかけられるので、百円が入ってきて関税をかけられると同じことになります。ここで二十円せつかく向こうでダンピングをやったのを吸収してしまえば、損害は起こらない、こういうことになります。

○須藤五郎君 今後そういうことに入ってくるという事は絶対ないということですね。私は入ってきた場合のことを言っているのです。これは損害がなるべく起きない前に発動したいという考えでございませぬ。しかし、実際問題として、日本ではいまままで一べんもそういうことを適用しておりませぬし、このねらいは、主として日本が輸出の面で痛められる、それを痛められないように、乱用されないようにという趣旨で国内のほうも形を合わせたということが実情でございませぬ。

○瓜生清君 局長に一間だけ質問いたしますが、さつき衆議院に答弁された中で、生糸の輸入関税ですね、中共の。目下農林省で検討中であつて、昭和四十三年度中に結論を出したい、しかも前向きな姿勢でやりたい、こういうこと御答弁があつたわけですね。そこで、それは下げるといふことだと思つたのですが、何か大蔵省ではほぼどのくらいまで下げたらどうだろうというふうな

そういう、何といひますか、原案といひますか目安といひますか、そういうものはありますか。それだけですね。

○政府委員(武藤謙二郎君) これはいま日本の関税の体系が譲許税率と固定税率の二本立てになつておりますが、今度大豆と鉄鉄についても固定税率と譲許税率と同じにするということをしております。それで前向きで検討をするわけにございませぬが、私どもが考えておりますのは、そのときにまた関税の改正をするということにはなるべくしたくない、それでやるかやらぬか、これからの検討でございませぬ。これは国内の養蚕業にも影響がありますので、軽々しく扱えないのでございませぬけれども、やるときには固定税率を譲許税率と同じにする、右か左かということをやりたいと思つております。

○委員長(青柳秀夫君) それでは、暫時休憩いたします。
午前十一時四十一分休憩

午後零時二分開会
○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○木村謙八郎君 大蔵大臣、関税率法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が衆議院で付されてこちらに回つてきています。この附帯決議につきまして大蔵大臣はどういうふうな衆議院で所見を述べられましたか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 附帯決議に対して私の発言しましたのは、だいた御決議のありました事項については、政府としても御趣旨に沿つて善処したいと存じますということを申し上げたわけにございませぬが、で、政府として御趣旨に沿つてどうするかということにつきましては、結局今度の関税の問題から、固定税率と協定税率との間に相

当大きい開きができましたので、中共が主として関心のある品目については、国内産業への影響を考えたから、個々に前向きでこの固定税率の引き下げを検討していきたいという意味でございませぬ、私どもは、この決議もそういう趣旨でございませぬので、これに沿つて今後善処するということをお約束したということにございませぬ。

○木村謙八郎君 もう少し具体的に、関税局長、いまの大臣のお述べになったことに対して、もう少し具体的に補足されることがありましたら補足的に説明していただきたい。

○政府委員(武藤謙二郎君) もう少し具体的に申し上げますと、まず中共からの輸入品の中で、今度お願いしております固定税率の引き下げも含まれて、金額のウエイトで八〇%は差がなくなるわけにございませぬ。残りの二〇%のうち、ケネディラウンドの関係で差ができませんのが一四%、従来からあるのが六%、こういうことになっております。

そこで、一番問題になりますのは、その今度ケネディラウンドで差が出るのが、金額が大きいのは生糸でございませぬ。で、この生糸につきましても、私どもの考え方は、これは御承知のように、国内の養蚕業に対する影響がございませぬので、四十三年度中に中共からの輸入がどういふ数量でどのくらいの価格でくるかということを検討いたしました。それで、固定税率を譲許税率と同じにするような方向で前向きで検討しよう、こういうこととございませぬ。

○木村謙八郎君 そうしますと、結局まあ実質的には関税率法の第五条の規定による便益関税の適用に関する政令ですね、政令の第一条に掲げるこの便益関税適用国、現在五十二カ国といわれておりますその一つとして中華人民共和国を新しくそこに掲げる、そういうことと実質的にはほとんど変わらぬ、こう見てよろしいのですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 実質的には八〇%は差がないわけにございませぬが、さらに残りの二〇%につきましても、生糸のように、個別に検

討をして固定税率を下げる、そういうことで実質的に差がないようにしたい、そういう考えでございませぬ。

○木村謙八郎君 そうしますと、いままでの経過から見まして、非常に何というのですか、前進的な、前向きな解釈になつてきたと思つたのですが、従来は、結局ケネディラウンドにつきましても、その相手国がわが国が承認していない場合、それから、相手国がわが国に税上の差別をしておるような場合ですね、そういう場合には便益関税を適用することは困難である、こういうふうに御答弁になつたわけですね。そこで、そういうような立場で今後この関税率法が通るといふことになる、日中貿易に今後非常に大きな支障が生じてくると、南漢震さんに会われて、今後の日本と中国との経済交流、貿易の振興等につきましてもいろいろ意見をかわされて、日中の経済交流、日中貿易は非常に重要であるということをお認めいただくことを大蔵大臣がお述べになつたことと、衆議院における附帯決議を尊重され、その趣旨に沿つて前向きで取り組んでまいらうというお話もあり、関税局長もその補足的な説明で、実質的にこの便益関税の適用と同様の措置をとるといふふうにお述べになつた。この点はまあ従来、前に言われたことについてはいろいろまあ再検討された結果そういう結論に達したのであつて、依然として前に言われたような二点ですね、あの二点というものが変わらぬ御答弁をいただいても、そこには不安が残るわけですね。そこで、そういう点については、いろいろわれわれも各方面から資料をいただき、検討してみましたが、便益関税適用については、理論的に、また、実質的に——実質的にといふのは、日本の国益上これは必要であるといふふうにはわれわれ理解するに至つたわけですが、その経緯については、もう少しそういう結論に到達した経緯について何つておくと、われわれはかなりその点

についてはまあ安心できると思うのですがね。その点について具体的にひとつその経緯を説明していただきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) もう理由は私ども簡単でございまして、日中貿易を縮小したくない。やはりこれは拡大したいということから、この制度の問題として、便益関税は、これはいまのところ、立場としてはやりませんので、さつき申しましたように、実質的にこれを解決していくような方向をとりたいと、こういうことでございまして。

○木村禮八郎君 これはもう私が指摘するまでもなく、最近の日本の国際収支は非常に重大な環境のもとにさらされるようになってきておるわけですから、そこで、いまのケネディラウンドと便益関税の点につきましては、一応それで了承いたしました。この際、日本の国際収支の問題につきましても、この関税定率法で、実施することによりましてどの程度の国際収支の改善を期待しておるのか。国際収支の改善は関税政策だけではないのでありますけれども、この関税定率法の改正によつてどの程度の改善を期待されると見えてよろしいのか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは、先生いとおっしゃられましたように、この関税でもって日本が下げる、その面では多少輸入がふえるわけですね。しかし、相手国のほうを下げさせる、それで差し引き日本の輸出がどのくらいふえて、日本の輸入がどのくらいふえるか、なかなかかむすかしいことではございまして、ちょっと数字を申し上げかねるといふことではございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 結局その世界貿易を拡大するという方向へのお互いの協定でございまして、輸入も伸びるでしょうし、輸出も伸びる。そして各国間それぞれこの国がこの引き下げによつてお互いに得するかということにつきましても、交渉の過程において、その各国とも、どことが得になるというふうなことでなくて、お互いがこの利害が均衡するというふうなことを中心の

折衝で積み重ねてきたということではございまして、これはこれによつて世界貿易が拡大するということでは言ひませんが、輸出がふえる場合は輸入も伴つてきておきますので、日本の国際収支についてどういふことがあるかということには、簡単にちよつと計算できないかと思つておられます。

○木村禮八郎君 ちよつとさつきのケネディラウンドの問題で一点落としておりましたので、ついでに質問しておきますが、先ほど実質的にはほとんど便益関税を適用すると変わらなくなるという御答弁でしたが、そんならなぜ便益関税を適用されぬか。実質的に同じならこの際適用しておいたほうがいんじやないかと思ひます。

○政府委員(武藤謙二郎君) ちよつと長くなつて恐縮なものでございまして、いまの関税交渉のやり方がどういふふうに行なわれまされたかと申しますと、ケネディラウンドの例をとりまして、ほかでも同じでございまして、お互いに、たとえば日本がアメリカと交渉しますときに、日本がアメリカに対する輸出の中で、非常に日本が主として関心を持っている品目についてはアメリカに関税を下げさせる、こう言ひます。それから、その見合

いとして、これはまたアメリカが日本の輸入の中で主として関心を持っている品目について、こういうものを日本は関税を下げるつもりだ。したがつて、おまえのほうもこの代償をと、こういうことでは。アメリカのほうも同じでございまして、今度は自分のほうもこういうものの関税を下げるつもりだが、日本もこういうものを下げる。その場合に、主としてこれは多角的に結果は加盟国全部に適用されるわけではございまして、ほかの国が主として関心を持っている品目について代償を取りますと利益がほかのほうにいってしまひますので、したがつて、お互いに主として関心を持っている品目について交渉する。そしてそのほかの国と交渉するときはまた同じようなことをしますが、その際に、しかし、アメリカに譲許するつもりやつてもおまえのほうは反射的にこれだけ利益を受ける、これは相手国も日本に

対して同じようなことを言ひます。そういうことで、大体主として関心を持っている品目というものを交渉の対象にいたします。と申しますのは、御承知のように、先ほど先生が利益とおっしゃられました。また残念ながら差別待遇を日本に對しては、主として関心を持つておる品目につきましても、たとえば関税率を下げてしまつてしまつてしまつと、相手のほうは、もうそれでは何ももうらうものが日本にはないということになります。ところが差別待遇を撤廃してくれということや時期を失いますので、したがつて、まず中共のことを考えますときに、中共のことを考えて関税率を下げるという場合には、中共が主として関心を持つておる品目、こういうものを考えていきたい。そこで、いまの便益関税の制度は、これはほかの国もそうでございまして、品目について別に税率をつくるということも非常に複雑になります。また、経済外交の面でも非常にめんどうなことになりますので、大体協定税率と、それからもうでないもので、この二本立てにしておきます。そこで、便益関税ということにいたしますと、ケネディラウンドの成果が全部便益関税としてその国に及ぶというところになってしまひますので、これはいろいろ先ほど先生おっしゃられました。これはいろいろ先ほど先生おっしゃられました。これはいろいろ先ほど先生おっしゃられました。

○木村禮八郎君 この便益関税を適用している五十二カ国のうち、十一カ国、オーストリア、ポルトガル、ナイジェリア等十一カ国はガットの三十五条の対日援用国なんです。そういう国に對して便益関税を適用してあるんですね。ですから、中国を適用国に入れても別に差しかかえないんじやないか、そういう点から言つてもですね。

○政府委員(武藤謙二郎君) そのガットの三十五條の關係を申しますと、ガットに入つておつて三十五條を援用しなければ、これはガットのメンバーですから、当然に讓許税率が適用になるわけですね。ところが、その中で三十五條を援用している国につきましても、これはその国と日本の關係ではガットの規定が適用になりませんが、日本から見ますと、それはガットのメンバーでないと同じことになってしまつてしまつてしまつてしまつた。規定による、メンバーに全部一番有利な関税を適用するというその規定は、条約上は適用になりません。で、三十五條援用国の中で、しかし、実質的には日本に對して差別をしておられない、そういう国はございまして、その場合にこちらのほうも実質的に差別しない、それで三十五條援用国に便益関税を適用する、そういうことが行なわれております。

○木村禮八郎君 ですから、中国は實際にはガットに加入しておりませんが、実質的に加入している国と、こう認めていんじやないですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは貿易交渉や関税交渉を政府間でいたしますから、その場合には、お互いに現行の税率はこうで、輸入制度はこうで、こういうことを正式の書類として交換いたします。それで、會議が妥協しますときには、こういうことをするといふ約束をいたします。ところが、中共のように国交がない国につきましても、相手方がこういう関税をやつておるといふのが正式にオフィシャルにわからないという問題がございまして、ですが、われわれがいろいろな資料で調べますと、中共のほうも、やはりちよつと日本と同じように、条約協定のある国とちよつとない国、二つに分けて関税率の体系ができておるよう

に考へます。したがつて、実質的にいまでも差別されているのだから、そう考へておられます。○木村禮八郎君 實際に中国との貿易取引を見ますと、結局日本はどれだけ輸入できるかによつて輸出額がきまつていくことなんですから、したがつて、その差別の問題は、まず日本の輸入のほうからきまつていくのですから、それはもう

少し実体的に考える必要がある。そこで、実質的に適用と同じような取り扱いを前向きでしていきたいということですから、これからはもう少し時日をおいて、さらに一歩前進して、いわゆる実績を見て便益関税適用国にするように今後政府はしていくような考えがあるのか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 便益関税の問題は中共だけじゃございませんで、このごろ非常に困っておりますのは、アフリカで新しく独立した国が次々と三十五条援用というふうなことをやっております。そして差別待遇をして、何かおみやげをよこさないかと向こうでやらない。それから、そういう国は大体日本が輸出超過になっております。それで、しかも、向こうからも買ってやらない。そういう関係の外交交渉の道具といまして、便益関税というものはなかなか大事な道具として使えぬと、したがって、便益関税という制度そのものは、国際的な環境がすっかり変わるとまた条件が変わると思えます。いまの状況では、これは非常に貴重な武器だといふふうに考えております。しかし、先生おっしゃいましたように、私ども中共について、中共が主として関心を持っている品目で、国内産業も何かやれるというものについては、関税率を下げるというふうな形で実を与えていくという方向でいきたい、そう考えております。

○木村謙八郎君 それじゃ私に割り当てられた時間があまりありませんが、せっかく大蔵大臣が見えましたから、端的に、二点伺いたい。

一つは、国際収支の見直しと関連しているのですが、時間がないから、いろいろな議論はいたしません、結局この政府の国際収支の見直しは、アメリカのドル防衛強化策が行なわれる前にあの見直しを立てられたと思えますが、四十三年度は三億五千万ドルの総合収支の赤字、それから輸出、輸入の伸び率なんかを見まして、あの当時に見通された。この見通された当時とその後情勢が非常に変わっていると思うのです、前提条件

が、それが一つと、それから、外貨準備の流動性が非常に硬直化しております。これは議論になりませんが、時間がありませんから言いませんが、たとえば三月六日の日本経済新聞、「外貨準備」の「硬直化の傾向」、こういう見出しで、対米債権の約半部分が長期預金ないし長期債権に振りかわっております、こういうあれが出ておるわけですね。そして、今後国際収支のいかん、あるいはユーロデータの動きいかにしてスワップの発動も必要かもしれない。また、IMF借入れも必要になるかもしれない。そういう状況を一応頭に入れて対処しているのかどうか。もしIMF借入れをやることがなると、イギリスの例を見ましても、非常にきびしい条件がつくわけでしょう、大臣もよく御存じのとおり。そこで、私は、どうも政府の見通しが甘いと言つて、と申しますのは、その甘い結果として、結局IMFの借入れをすることになると、もうかなりきびしい条件がついてくるのですからね。非常に何と云うか、デフレ的な経済情勢になる公算が大きいわけですよ。そこら辺をどういふふうにとつ読んでいるか、その読みですね、これをひと。

それから、もう一つは、これは国際収支に関連がもちろんあるのですが、特にドル防衛協力に関連があるので、まあスハルト氏は大統領になつたのですけれども、スハルトさんがきょうですか、見えるそうです。インドネシアに対する援助は、四十三年度予算には六千万ドルと計上されておりますが、新聞の伝えるところにより、三千三百万ドルさらに上積みされるのじゃないか、あるいは一億ドル期待している。いわゆる債権国会議で三億三千万ドルですかの貸し付けがきまつて、その三分の一ずつアメリカと日本でこれを負担するとか、そういうことが伝えられているのですけれども、私は、この海外経済協力、海外援助については、この際、根本的に考え直さなければならぬ時期にきているのじゃないかと思うのです。最近いろいろな資料がずいぶん出ています。インドネシアに対する借款とか、あるいは賠償の効

果とか、ずいぶんいろいろな資料が出ておりますが、これを見ますと日本のやり方が非常にずさんです。これはもう根本的に再検討して、賠償あるいは借款、それから今度は経済協力基金法を改正して、あの貸し付けもまたルーズにするというふうな、そういうようなことが伝えられているわけですよ。この二点ですね、大蔵大臣、これは私は大きい問題だと思つて、これはスハルト氏が来て、そして、やあやあなんて握手してにこにこして、そしてむやみに日本の援助を拡大すべきじゃないと思つて、一体日本の国内の状態を見たら、とにかく大幅な国際収支の赤字になっているのですよ。それで、今度IMFから借金をした場合、そりゃたいへんなデフレ的な情勢が出てくると思つて、そういう際にルーズな対外援助とかなんかやっていたら、これは相当大きな海外援助をやっていたら問題になると思う。ちよろどスハルトさんが来て、いい機会ですから、この際に、そんな甘いものじゃないのだと、そういう日本の情勢を知らせる必要があると思つて、

この二点について大蔵大臣に伺いたい。
○國務大臣(水田三喜男君) 国際収支の見方は、もうポンドの切り下げ、ドル防衛問題が起つてからのあれは見通してございまして、いろいろな条件はもう織り込み済みの見通してございまして、流動性が硬直化しておるとかいうような問題については国際金融局から御説明いたします。それから、インドネシアの問題ですが、これからインドネシアの大蔵大臣と私お会いをする約束になつておりますので、これからお会いします。問題は、やはりいま国会にインドネシア援助のしかたに関する法律案も御審議願うというところでございます。また、援助を日本がする必要があるという場合にも、その予算額というふうなものですので、われわれのできることは、できない問題ではないというふうなことは十分先

方にも納得してもらつてお話をしようと思つております。

○説明員(奥村輝之君) この日本の外貨準備の硬直性についての御質問があつたわけでございますが、先般新聞に出ていた点についての御指摘があつた。これはアメリカの統計でございまして、日本の国の持つておる外貨並びに日本の民間の外貨資産というふうなものが一緒に入つておるわけでございます。私どもとしては、外貨準備の保有にあつては、絶えず流動性について留意しているわけでございます。その点については御懸念はなくてよろしいのではないかと。これは私どもの使命でございます。したがって、IMF借入れなどについても、外貨の流動性がないから借入れをするという問題ではございませぬ。これはやはり今後国際収支の改善に向かつていく過程において、もしも必要があれば、それは非常に通常のこととして、気がつくべきのために借り入れることはあり得る。しかし、いまのところはそういうふうなことは考えておらぬわけでございます。

○木村謙八郎君 大蔵大臣、私これ一問で終わりますが、さつき海外経済協力につきまして、できるものはできる、できないものはできないとはつきり言つて言われましたが、その前提としまして、これまでの日本の海外経済協力のあり方というものにつきまして根本的に再検討する必要があるのじゃないですか。この点が私は非常に重要だと思つて、これはわれわれもこれから根本的に洗つていかなければならぬ。私は、インドネシアの無げつき債権の問題を一つ取り上げたのもその一環なんです、きょうは時間がありませんから、これは資料を出していただいでゆつくりやろうと思つて、それ以外の、これはたいへんなマイナスになつておると思つて、これはたいへんなプラスになつていない。これまでのような形で経済協力をやっていつたら、これはどぶに金を捨てるようなものです。これは現在根本的に再

第五節 大蔵委員会会議録第九号 昭和四十三年三月二十八日【参議院】

検討しなければならぬと思うが、こういう点について。

○国務大臣(水田三喜男君) おっしゃるとおりでございます。私も十分再検討しております。したがって、この援助のしかたにつきましても、従来のように、ただ輸銀を通すというあのやり方だけではいろいろ問題もございまして、したがって、まずインドネシアの問題を中心にして今回経済協力基金の改正の御審議をお願いしておるのもこの再検討の一つのあらわれでございます。いろいろ問題からきちと今後の援助姿勢を整えていきたい、こういうことでございます。

○柴谷要君 関連して一問だけ。私はアジ銀の審査のときにお尋ねしたのですが、これはほかでもないけれども、四十三年度インドネシアに対して六千万ドルの借金をやろう、こういうことで経済協力基金ですかの改正を行なっておる。ところが、スハルトさんがきょう来るのは、六千万ドルならば来ないで済むはずなんだから、でかけてくるというの、実は一億ドル以上の借金を要請に日本にやってくるということ。もしこの問題が出て、大蔵大臣がよからうというふうなことで承知をした場合に、じゃ資金の捻出方はどういうふうにか考えられるのか。私は、少なくとも総合予算主義をとって四十三年度の予算の内容から見ますと、どうしてもこれは借金をふやすことによつて補正予算を組まざるを得ないという結果が出てくるのじゃないかと、私は私なりにそう思う。これはたいへんなことになると思うので、これからお会いになることですから、日本の方針というものを確固としてお伝え願つて、いたすうちに、先ほど木村先生も言われたように、ただ援助すればいいのだというじゃないに、今日まで援助した成果がどういふふうにあつているかというのを十分御検討いただいて、その上で有効適切な援助をすることが望ましいと思ひますので、総合予算主義を放てきして補正予算をまた組むような結果にならないように、ひとつその

面から大臣に要望しておきますが、この点に対するお考えをひとつお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) スハルト大統領がおいでになつてどういふ要望をされるか、この内容はまだわかつておりません。その前に向こうの大蔵大臣と私はきょうお会いするのですから、そこから大体の要望が出てくるか、そうじゃなくて、単なる紹介であるか、これもお会いしてみないとわかりませんが、いまおっしゃられたような問題は十分私どものほうでは心得て善処するつもりでおります。

○中尾辰義君 大臣にお伺いします。特恵関税につきまして一、二お伺いしますが、ただいまニューデリーで国連貿易開発会議が開かれております。二十七日に全会一致で特恵に関する決議を採択しておる。それによりますと、ことしの十一月には特別委員会の第一回会議を開いて、その特恵に関する今後の進展について検討する、こういうことになつてゐるらしいのですが、この特恵問題は中小企業にとつてきつめて影響も大きいし、今後大蔵省は特恵問題に対してどういふような基本的方向で検討をしていくのか、この点につきまして大臣の所見をお伺いしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) これからの問題として、いわゆる開発途上にある国々の経済を進展させる、この経済の成長に貢献するというために、いわゆる先進国がこの特恵関税というふうな問題に踏み切るべきであるという考えからこの踏み切りはつけております。しかし、御承知のように、まだ日本は、日本産業の中には後進性を多分に持つてゐるところがございまして、したがつて、これは日本の中小企業にとつては大きい影響を与へるものでございまして、したがつて、開発途上国の製品であつても、もう十分競争力を持つた品目というふうなものには除外してもらつとか、こういうふうないろいろな配慮をこれからしなければなりませんので、先進国側でもこの問題の相談をしており、これがまた後進国側もこれについ

てのいろいろな要望を持つておりますし、この両者の意見がなかなかいまいのころ一致しないので、一応大会は終わつても、まだ具体的な問題は一切今後に残されておるということでございます。その間に処して、やはり国内において中小企業製品が競争力を持つように、国内政策と同時に、特恵に対して日本が主張すべき主張、輸入だけの問題じゃなくて、輸出に対して相当大きな影響を持つてから、この負担を各国内に公平にやるようにという趣旨で、日本のやるべき、また、主張すべき点はまだまだたくさん残つておりますので、これはそういう意味で善処しようという方針でございます。

○中尾辰義君 こまかい項目につきましては今後の問題だろうと思ひますけれども、いずれにしても、わが国は代表を送つたわけですから、今回の総会に。したがつて、何らかの腹案を持つて行かれたのじゃないか。何にもなしで手ぶらで行つても審議はできないということ、まあ腹案程度といふんですか、その程度でもつけようから、農産物加工品等に対してはどういふような見解を持つておるのか。それと、特恵関税の下げ幅はどのくらいをめぐらしておるのか、あるいは国内産業保護のために緊急輸入制限等を考へておるのか。それから、第三国市場での輸出利益の負担公平について政府としてどういふような考へを持つておるのか、こういったような点について、大蔵大臣としての所信でもつけようですけれども、お伺いしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) この特恵関税の下げ幅とか、そういうふうな問題については、まだ今回は全くきまつてないというのが実情でございます。で、内容については関税局長から説明いたします。

○政府委員(武藤謙二郎君) いま大臣がお話いたしましたように、内容について今度の会議で詰まらなかつたというのが実情でございます。で、御質問の点、たとえば農産加工品をどうするか、これについても対立がございまして、まことりませ

んでした。われわれとしては、OECDでまことりたような、農産加工品はケース・バイ・ケースで認める、その他のものは原則として認めて例外をつくる、こちらはケース・バイ・ケースでやつても差しつかえないものだけ認める、こういう話でございます。

それから、期間は十年か二十年かというところが議論になりました。先進国側は十年のほうが望ましいと思つたのですが、これも詰まりませんでした。それから、関税の下げ幅につきましても、これは後進国のはらは当然ですが、ゼロにしてくれということでございます。先進国のはらは、ゼロにするということとすつと例外品目が多くなりますよというふうなことを申しました。

○中尾辰義君 輸入制限の問題。

○政府委員(武藤謙二郎君) それから、政府ガードの問題でございますが、これにつきましては先進国の間でもやり方についてはまた議論するところがございます。それから、また、その政府ガードの方式だけでなく、どういふ場合に発動するかということももちろんまだままとつておりません。

それから、第三国の輸出利益の点でございますが、これはOECDで私も骨を折りました。四カ国報告というのが御承知のように出ましたのを、日本が大いにがんばりまして第三国の輸出利益というのを繰り込ませまして、それで、今度の会議でもそれは大抵認められるというふうな空気がございました。

○須藤五郎君 大蔵大臣に二点ほどお伺いいたしますが、先日の当大蔵委員会におきまして、開銀の総裁は私の質問に對してどういふお答えをしていらつしやるのです。経済援助資金特別会計法が廃止され、同時にその政令もなくなりまして、政府の指示があれば開銀は防衛産業にも融資する、そういうふうな言つていらつしやる。政府は第三次防衛兵器の国産化を目指すと言つていらつしやる。防衛庁はそのために開銀の融資を

要望しておる、こういふように聞いておるのです
が、開銀が防衛産業に今後も融資を続けていくの
かどうか、この点について大蔵大臣の意見を伺っ
ておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、経
済援助資金特別会計のときには、別ワクによつて
防衛産業への融資ということが行なわれておりま
したが、今回これが廃止されて開銀一本になると
いうことになりますと、当然前のこゝろのものが
なくなつてしまふので、これから防衛産業とし
ての融資というものは別に私どものほう
で考えておられます。

○須藤五郎君 開銀の總裁は、政府の要請さへあ
ればこれまでどおり防衛産業に融資を続ける、こ
う言つていたのですが、いまの大蔵大臣のお答えだ
と、今後開銀に対して防衛産業に融資するといふ
よふなことをせよといふよふなことは言わない、
防衛産業に開銀が融資することを大蔵大臣は認め
ていない、こゝろいふふりにとつていいんですか。
○国務大臣(水田三喜男君) 防衛産業としてのい
ままでやつたよふなワクを置いて融資させるとか
いふよふなことは、いませせる意思を持っており
ません。

○須藤五郎君 私は、開銀がこれまで防衛産業に
融資をしておつたという事実につきまして、開銀
の性格、目的にそつた面があつたかと言つたら、
總裁は、開銀は二十六年当時できたときに「産
業」といふ字句が入つてゐる。防衛生産産業も産
業の一つでございますといふよふな、こゝろいふ
よふな答へ方を開銀の總裁はしてゐるのです。そ
で、私は、二十六年開銀をつつた当時の會議録
を全部出して調べましたところ、その当時の池
田大蔵大臣の答弁の中にもそつたよふなことはな
い。開銀が融資する先は電力、石炭、造船、鉄
鋼だ、日本の復興のためにこれを使うのだと言
つて、防衛産業に金を使うのだといふよふな字句は
一つもないのですから、それで私はそのときに開
銀總裁に言つた。それはあなたは「産業」といふ
字の拡大解釈である、いつからそつたよふに防

衛産業にも使つたよふに一体なつたのか、こゝろ私
は言つたのですが、大蔵大臣、これが防衛産業に使
われてゐることが正しいことかどうか、それか
ら、防衛産業に融資することになつたのは一体い
つからか、何のために融資するよふになつたの
か、開銀ができた当時から武器生産に融資する考
えで開銀をつつたのかどうか、それならばその
後どういふ法的な措置をして開銀が武器製造に融
資することになつたのかといふ経過をひとつ話
してください。

○政府委員(豊田智君) 私のほうからいまのお尋
ねの点について申し述べさせていただきますと思
ひます。
この前も申し上げましたことでございますが、
開銀銀行法の当初は、確かに仰せのよふに、電
力、石炭、鉄鋼、そつたよふな基幹産業に対する融
資といふことを目的に設立をされました、それを
主たる目的に設立をされました、そして融資の
態においても、基幹産業に対する融資が九〇%以
上を占めるよふなときもあつたわけでございます
が、しかし、開銀法の規定のしかたといつたしま
しては、経済の再建及び産業の開発のために一般金
融機関の行なう金融を補充する、そつたよふに
に、当初の目的は、一貫して今日までそつたよ
ふに規定によつて、同一の考へ方によつてゐるわけ
でございます。ただ、産業の内容は経済情勢の變化に
よつて変わつてきておる、こゝろいふことござ
います。それから、経済援助資金につきましては、
これは経済援助資金の運用に關する政令という
のが昭和二十九年に出しております、この政令にお
きまして、開銀銀行法に規定する開銀資金のう
ち、左に掲げる設備にかかわる貸し付けに必要な
資金に供するためといふよふな、そつたよふな
規定になつておつたよふな、開銀銀行の目的と
する資金の中で、特にこゝろいふ目的のためにとい
ふこと、その防衛に必要な防衛産業といふよふな
点について援助資金によつて融資を行なつてお
る、こゝろいふ次第でございます。したがつて、こ
れは開銀銀行の目的である産業の開発といふ中

に
含まれてゐるもの、こゝろいふことでございます。
○須藤五郎君 私は、大臣に、その開銀の創設当
時から防衛産業に融資をするといふ目的で開銀と
いふものをつくられたのか。開銀をつつたのは
日本の復興といふのが目的で、当初はいま申しま
したよふな四つの産業で、これに投資するの
が主眼であつた。それがいつのまにか曲げられて
きた。その曲げられてきた原因はどこにあるの
か、いつからそれに対する法的な措置をされたの
かといふことを質問した。私は「開銀十年史」と
いふ本をこの間ずつと読んで見ましたよ。そつた
よふに、融資の変遷、融資の内容、そつたよふな
ずつと変わつてきてゐる、変わるよふなことがある
んですね。それは昭和二十八年、池田さんがロバ
ートソンと會談して歸つてきてM S A協定が結ば
れたその当時からずつとこの融資の方向が変わつて
きてゐるわけですよ。だから、この開銀の目的
といふものは、途中でこゝろいふよふに池田・ロ
バートソン會談を境として、こゝろいふよふに性格
がひん曲げられてきてゐる、当初の目的じゃない
んです。これは、だから私はその点をこの開銀の
總裁に尋ねたら、最初からだと言つた。この「産
業」といふのは防衛産業も入つてゐるのだと、そ
んな横着な拡大解釈をした、人を食つた答へをす
るからほくほく調べた。ところが、入つていな
い。最初は復興のためですよ。これは、だから、そ
れがこゝろいふよふに変わつてきたのは何か根拠が
なくてはならぬ。いつから変わったか、その変
つた根拠は何か、それに対する法的な措置をど
ういふよふにされてゐるかといふことを私は政治
的な立場で答へていただきたい、大蔵大臣。
○国務大臣(水田三喜男君) これは先ほど開銀の
融資対象は、御承知のよふに、最初は基幹産業へ
の融資、日本の経済復興のための銀行としての発
足でございますから、最初は対象がそつたよふな
でも、どんどん経済が変わつてまいりますので、
後にはこの地方開発といふことが非常に重くなつ
てきて、ここに特別のワクをとつて地方開発

のほうに融資をするといふよふに変わつてしま
したし、また、最近では流通近代化といふよふなもの
が取り上げられてきて、基幹産業のほうは一
応この目的を達したといふよふなときには、時
の要請に應じてこゝろいふよふなものが融資対象となつて
浮かんできるといふよふなことは、これは当然だ
らうと思ひます。そのときどきの経済情勢によつ
て融資対象も変わつてきて私はいいものだとい
ふに思つておられます。

○須藤五郎君 さつきあなた、今後は開銀は兵器
産業に融資しないのだ、こゝろいふことをはつきり
おつしやつたじゃありませんか。だから矛盾し
ちゃいませんか、そつたよふに解釈のしかたは。
○国務大臣(水田三喜男君) だから時代とともに
融資対象が変わつてくるといふことは差しつかえ
ないといふこと、今後防衛産業に特にワクを設
けて開銀の融資をさせるといふよふなことをする
かといふことでしたから、それはいま政府として
かといふことではないといふことをお答へしたわけ
です。
○委員長(青柳秀夫君) 本案に対する質疑は終局
したものと認めて御異議ございませぬか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないものと認めま
す。
これより討論に入ります。御意見のおありの方
は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――
御意見もないよふでございますから、討論は終局
したものと認めて御異議ございませぬか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないものと認めま
す。
これより採決に入ります。まず、日本開銀銀行
法の一部を改正する法律案を問題に供します。本
案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて
本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いた
しました。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、アジア開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○西田信一君 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党、以上四党の共同提案として、ただいま可決せられました關稅定率法等の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。
關稅定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

- 一、今日のきびしい國際經濟情勢を充分認識し、米國の輸入課徵金を含む一連の輸入制限措置に対しては断固たる態度をもつて対処し、また關稅一括引き下げが実施されることによつて協定稅率が適用されない國との間の貿易が阻害されることのないよう貿易の振興のため万全の措置を講ずべきである。
 - 二、国内産いもでん粉類の價格の安定を図るため、とももろこしの關稅割當の運用にあつては、正常な輸入量を確保するより充分配慮することにも、必要によつては農産物價格安定法の運用等により万全を期すべきである。
- 右決議する。
以上でございます。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(青柳秀夫君) ただいまの西田君提出の附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青柳秀夫君) 全会一致と認めます。よつて、西田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議案に対し、大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許可いたします。水田大蔵大臣。

○國務大臣(水田三喜男君) ただいま御決議がありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて善処いたしたいと存じます。

○委員長(青柳秀夫君) なお、以上三法案に關し、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十七分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月六日)
一、關稅定率法等の一部を改正する法律案

第七号中正誤

一	段行	誤
二	債券保証	誤
三	債務發行	誤
四	債券保証	正
五	債務發行	正